



栃木県で豚熱 (CSF) が発生しました

国内 91 例目

5月26日、栃木県の養豚農場において豚熱の患畜が確認されました。長野県内では野生いのししの陽性事例が継続して確認されており、引き続き感染リスクが高い状況にあります。

発生概況	所在地 : 栃木県那須塩原市 飼養状況 : 約 1.6 万頭
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木県は、5月25日(土曜日)、同県那須塩原市の農場から、飼養豚で異常が見られる旨の連絡を受け、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施しました。</li> <li>・ 栃木県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門で精密検査を実施したところ、5月26日(日曜日)、豚熱の患畜であることが判明しました。</li> </ul>



手当金の減額について

養豚農場におかれましては日々、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、豚熱の発生・まん延防止に努めていただいているところですが、万が一、豚熱が発生した場合は、家畜伝染病予防法により、豚熱の患畜又は疑似患畜について、家畜の所有者へ手当金・特別手当金が交付されます。

一方で、飼養衛生管理基準の不遵守・早期通報違反等があった場合は、手当金・特別手当金を減額することとしており、これまでの発生においても減額された事例があります。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、豚熱の発生・まん延防止に努めてください。

■ 飼養衛生管理基準違反の事例

- ・ 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用等の交差汚染防止対策の不徹底
- ・ 衛生管理区域に乗り入れた車の車内における交差汚染防止対策の不徹底
- ・ 谷の水を使用する際の消毒の不徹底
- ・ 畜舎に出入りする際の手指消毒(手袋交換)の不徹底
- ・ 家畜の畜舎間移動時の通路消毒の不徹底
- ・ 畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際の消毒の不徹底

■ 早期通報違反の事例

- ・ 死亡頭数の増加などの異常が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への通報が遅延



【参考】農林水産省 HP  
手当金及び特別手当金の  
交付について

＼ 家畜の異状通報、飼養衛生管理に関する相談は家畜保健所まで ／

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	園芸畜産課	026-235-7232